

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第 2 号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教育委員会規則第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第15条第 3 項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。